

一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会
平成 30 年度事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

第 1 組織・役員等

1 正会員数

当年度当初会員数	増	減	当年度末会員数
9	1	0	10

2 役員の氏名、職制上の地位

職 制 上 の 地 位	氏 名
会 長	渡 邊 和 則
副 会 長	黒 須 光 治
専 務 理 事	前 野 恭 徳
常 務 理 事	日 向 英 雄
常 務 理 事	中 野 義 久
常 務 理 事	渡 邊 順 子
理 事	河 野 學
監 事	三 谷 澤 友 明

第 2 総会、理事会の開催状況について

(1) 総会（主な議案）

第 6 回定時総会（平成 30 年 6 月 15 日） 会場 笠原ビル 4F 会議室
・事業報告、決算関係書類承認、事業計画案、他

(2) 理事会の開催状況（主な議案）

平成 30 年度第 1 回理事会（平成 30 年 4 月 18 日）会場 笠原ビル 4F 会議室
・今後の研究課題について

平成 30 年度第 2 回理事会（平成 30 年 5 月 16 日）会場 笠原ビル 4F 会議室
・文部科学省「子供霞が関見学デー」に於ける提供品明細について

平成 30 年度第 3 回理事会（平成 30 年 6 月 20 日）会場 笠原ビル 4F 会議室
・土屋会長（役員・代表理事）の辞任に伴う補欠選任について

平成 30 年度第 4 回理事会（平成 30 年 7 月 18 日）会場 笠原ビル 4F 会議室
・事務局長選任について
・臨時会費について

平成 30 年度第 5 回理事会（平成 30 年 8 月 22 日）会場 笠原ビル 4F 会議室

- ・ 消防庁への会長変更、登録認定機関の更新完了について
- ・ 工業会をより発展させる為と電気エネルギーにより光を発する消火器灯火標識の自主認定業務に向けたチーム分けについて

平成 30 年度第 6 回理事会（平成 30 年 9 月 19 日）会場 高木工業 3F 会議室

- ・ 株式会社 満点商会の正会員入会について
- ・ 自主基準認定（評定）を行おうとする名称について

平成 30 年度第 7 回理事会（平成 30 年 10 月 16 日）会場 高木工業 3F 会議室

- ・ 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定の規定関係について

平成 30 年度第 8 回理事会（平成 30 年 11 月 20 日）会場 高木工業 3F 会議室

- ・ 性質能力評定委員を電気エネルギーにより光を発する誘導標識認定委員及び専門委員の委嘱について

平成 30 年度第 9 回理事会（平成 30 年 12 月 19 日）会場 高木工業 3F 会議室

- ・ 性質能力評定申請に伴う製造工場の検査実施と結果及び性質能力評定申請に伴う試験実施について

平成 30 年度第 10 回理事会（平成 31 年 1 月 23 日）会場 サニーハイム池袋 202 会議室

- ・ 性質能力評定承認について

平成 30 年度第 11 回理事会（平成 31 年 2 月 19 日）会場 サニーハイム池袋 405 会議室

- ・ 電気エネルギーにより光を発する消火器標識の試験方法追加について

平成 30 年度第 12 回理事会（平成 31 年 3 月 19 日）会場 永沢ビル 2F 会議室

- ・ 工業会年会費について
- ・ 性質能力評定に伴う評定シールについて
- ・ 株式会社 日向製作所臨時会費未納について

一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会

会長 渡邊 和則 

令和元年度 事業計画（案）
（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 3 月 31 日）

- 1 防災意識の高揚と災害における防火・防災体制の強化に関する事業
火災その他の災害による被害の防止及び軽減に寄与することを目的とし、次の事業を推進する。
 - (1) 電気エネルギーによる光を発する消防防災安全標識の研究開発・製造技術及び機能の向上
 - (2) 電気エネルギーによる光を発する消防防災安全標識の普及、その適切な使用及び維持管理の推進
- 2 防火防災に関する諸問題の研究及び提言
 - (1) 電気エネルギーによる光を発する消防防災安全標識及び各種防災・安全標識等の研究・開発、その適切な設置、使用、維持管理等避難安全に関する調査、研究及び提言
 - (2) 火災の実態と避難に関する諸問題の研究及び提言
 - (3) 地震の実態と避難に関する諸問題の研究及び提言
 - (4) 津波の実態と避難に関する諸問題の研究及び提言
- 3 電気エネルギーによる光を発する消防防災安全標識の型式認定及び自主基準認定（性質能力評定）業務
 - (1) 電気エネルギーによる光を発する避難誘導標識の型式認定及び個別認定の実施・推進
 - (2) 電気エネルギーによる光を発する消防防災安全標識の自主基準認定（性質能力評定）の実施・推進
 - (3) 認定前後の確認及び定期の立入調査実施と品質確保
 - (4) 型式認定・自主基準認定（性質能力評定）業務に関し必要な業務の実施・推進
- 4 関係官庁との連絡協調
 - (1) 関係官庁の諸施策及び事業等の実施に関し関係団体とともに協力
 - (2) 関係官庁及び関係団体が主催する講習会への参加

一般社団法人 日本消防防災電気エネルギー標識工業会
会長 渡邊 和則

電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定手数料規程

電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定手数料規程を次のように定める。

- 第1条 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定規程（2018年10月16日消電標工規程第6号、以下「性質能力評定規程」という。）第22条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識（以下「設備等」という。）の型式性質能力評定手数料は、1件につき250,000円（消費税別以下同じ）とする。ただし、型式試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに、100,000円を加算する。
- 第3条 性質能力評定変更手数料及び性能確認試験手数料は、125,000円とする。
- 第4条 型式性質能力評定更新手数料は、1件につき8,000円とする。ただし、試験を伴うものにあつては、手数料のほかに発生する旅費その他必要な経費を勘案して、定める金額とする。
- 第5条 個別性質能力検査手数料は、別表のとおりとする。
- 第6条 再審査手数料及び補正試験手数料は、前条に掲げる手数料の範囲内において、実費を勘案して定める金額とする。
- 第7条 サーベイランス手数料は、実費を勘案して定める金額とする。
- 第8条 型式性質能力評定、型式変更性質能力評定、性能確認、個別性質能力検査、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案して定める。
- 第9条 性質能力評定手数料等は、工業会で定める振込用紙のほか、別に定める方法により納付し、申請時に振込票を添付するものとする。
- 第10条 性質能力評定手数料等の納付は、銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。

2. 前項の銀行口座は下記のとおりとする。

金融機関名	三菱UFJ銀行 池袋支店
預金種目	普通預金
口座番号	0158738
口座名義人	一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会

付 則

（施行期日）

第1条 本規程は、2018年10月16日から実施する。

別表

電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定等手数料

(1)	型 式 性 質 能 力 評 定	1 型式	2 5 0, 0 0 0 円
(2)	型式変更性質能力評定・性能確認試験	1 型式	1 2 5, 0 0 0 円
(3)	型 式 更 新	1 型式	8, 0 0 0 円
(4)	個 別 性 質 能 力 検 査	1 枚	2 0 0 円
(5)	再審査・補正試験・サーベイランス	実費を勘案して定める	

注：性質能力評定等手数料は、一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会で定める振込票により納入し、申請時にその振込み票を添えて申請するものとする。